平成２７年（フ）第１１７号
香川県高松市屋島中町250番地１　屋島ハイツ306
債務者　鷹取民巳代（旧姓山口・岡田）
１　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９号
茨城県日立市十王町友部381番地の５
債務者　石川　秀勝
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第９４号
茨城県守谷市みずき野２丁目12番地17、前住所茨城県守谷市美園１丁目６番地３
債務者　小澤　純一
１　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８１９号
大阪市平野区瓜破西３丁目４番３―802号
債務者　泉谷　清彦
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８９号
大阪府寝屋川市美井元町10番13号
債務者　佐橋　　衛
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８７号
大阪市平野区瓜破２丁目１番51号　クレス平野302
債務者　有井　由香
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３００号
大阪府寝屋川市打上宮前町９番22号
債務者　中村　康弘
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１８号
大阪府吹田市江坂町３丁目47番28―302号
債務者　大畑　光昭
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８７号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目３番41号ハイコーポエヒメ205号、前住所大阪府八尾市東太子１丁目３番９号
債務者　阪田洋オートサービスこと　阪田　洋
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２２号
岐阜県羽島郡笠松町江川46番地の１
債務者　長田　　誠
１　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３７号
岐阜市早田大通２丁目14番地　ハイツ早田212号室
債務者　寺本　美香
１　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３８号
岐阜市田端町23番地
債務者　伊澤　惠子
１　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
福岡県柳川市上宮永町970番地
債務者　津村　美香
１　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
北海道苫小牧市明野新町２丁目16番17号キャッスルムーンライト103号
債務者　長森真由美
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１５３号
仙台市宮城野区岩切字昭和北39番地　レオパレスレスト岩切106
債務者　小野　喜一
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
金沢市寺中町イ51番地５、従前の住所金沢市出雲町イ118番地１
債務者　北橋　治代
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４７号
岐阜市守口町４丁目16番地３
債務者　辻　かよ子
１　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
岐阜地方裁判所